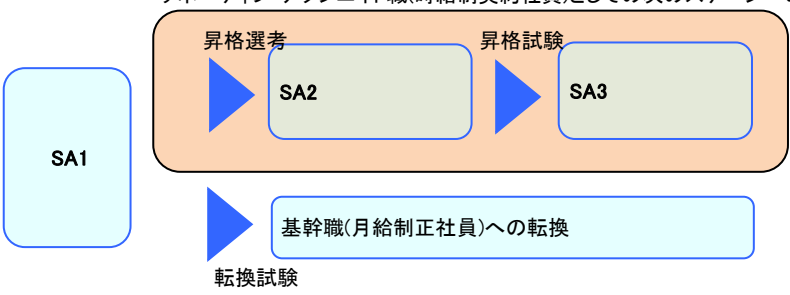


JCB時給制契約社員

雇用条件説明書

株式会社ジェーシービー

雇用形態	時給制契約社員（サポーター・アシエイト職＜SA職＞）
入社日	毎月1日または中旬のいずれか
勤務日	月曜日～金曜日（週5日勤務） ※一部、シフト勤務あり
勤務時間	9:00AM～5:15PM ※始業・終業時刻ならびに休憩時間は、週40時間の範囲内において各個別契約等により決定
休憩時間	1時間
時間外労働	月20時間程度 ※部署によって異なる
休日	週休2日制 ※土曜・日曜・祝日・年末年始 ※一部、シフト勤務あり
職種	事務職、電話職
時給	事務職 青山・高田馬場・三鷹:1,350円～1,600円、大阪:1,250円～1,600円、北海道:1,150円～1,350円 電話職 青山・高田馬場・三鷹:1,450円～1,700円、大阪:1,350円～1,700円、北海道:1,250円～1,450円 ※上記はSA1の時給レンジ。入社後、評価に応じてレンジ内にて昇降給あり
昇給	＜キャリアアップ例＞ サポーター・アシエイト職(時給制契約社員)としての次のステージへのキャリアアップ <pre>graph LR; SA1[SA1] -- 昇格選考 --> SA2[SA2]; SA2 -- 昇格試験 --> SA3[SA3]; SA3 -- 転換試験 --> KK[基幹職
(月給制正社員)への転換];</pre>
転換制度	あり(基幹職(月給制社員)への転換)
契約期間	2ヶ月(中旬入社の方は2.5ヶ月)
◇初回契約期間	※上記期間を試用期間とする ※試用期間中または試用期間満了時において会社が従業員として不適格であると認めた場合は契約を終了することがあります ※試用期間中に従業員としての適格性を判断できなかったときは、2ヶ月を限度として試用期間を延長することがあります。この場合、2週間前までに本人宛に通知いたします
◇2回目の契約期間	初回契約期間終了日の翌日～次の2月末または8月末の近い日まで ※雇用期間は原則として6ヵ月。更新月を3月・9月に固定しているため、2回目の契約期間が1～6ヵ月の場合があります
◇3回目の契約期間	2回目の契約終了日の翌日から6ヶ月 ※その後は、6ヵ月契約更新 ※2年を超えて勤務するSA職のうち希望者については原則無期雇用となります
寸志	年2回(6月・12月)支給。 ※4月1日までの入社で11月末在籍者⇒12月支給 ※10月1日までの入社で翌年5月末在籍者⇒6月支給 ※支給額:60,000円×在籍人数の金額を上限とし、配分支給を実施する場合あり ただし、上記配分実施申請のない部署は一律60,000円の支給 ※休職期間が評価期間の勤務予定日の50%以上⇒減額あり、100%⇒支給しない
通勤交通費	実費支給。「IC利用料金」×「出勤日数分」の金額を支給(当日勤怠実績に基づき翌月給与にて支給) ※電車・バスともに乗車距離が1km以上の場合支給
給与支給日	月末締め翌月20日(20日が休日の場合はその前営業日)
手当	時間外勤務手当、資格取得奨励制度、土日出勤手当、夜間手当、年末年始手当(12/30～1/3)、等
年次有給休暇	入社日より6か月経過後付与されます。(いずれの有休も付与されてから2年間有効) ※年次有給休暇の付与日数については、週所定労働日数及び勤続年数に応じ異なります。 ※例:12月1日入社 ⇒ 6月1日 10日間付与(週5日勤務の初回付与の場合)
休日休暇	年次有給休暇、産前産後休暇、育児休業(入社1年以上の者)、慶弔休暇、子の看護等休暇、等
転勤	転居を伴う異動なし
住宅補助	なし
福利厚生	初回契約開始日より社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険)に加入していただきます ※法定通り、勤務時間、勤務日数に応じて加入/非加入を決定します
健康診断	健康保険組合より対象者へ毎年定例的にご案内いたします。 ※3～8月入社者:翌年4月以降、順次ご案内 ※9～翌年2月入社者:翌年9月以降、順次ご案内
退職金制度	なし
その他	人事面談、屋内原則禁煙(喫煙専用室あり)